

<b>【質疑応答】</b>	
<b>質問者① 工事損害調査の調査範囲、味酒踏切の完成後について</b>	
(質問)	工事損害調査の調査範囲は、工事する位置からどれくらいなのか。
(回答)	まだ調査範囲は確定していませんが、鋼矢板を打設する位置から概ね1.1～1.2mの範囲で、建物が掛かる方が調査の対象と考えています。調査の対象になる方には、個別に説明にお伺いする予定です。
(質問)	味酒踏切を普段通行しているが、資料では盛土構造になっており、通行はできるのか。
(回答)	味酒踏切の位置では、施工中、数回の交通切り替えを予定していますが、最終的には盛土部分にボックス形状のトンネルができます。ただし、このトンネルは高さが確保できないため、歩行者と自転車のみ通行可能で車両は通行できません。車両はこのトンネルの南側の高架部分を迂回していただくか、国道196号まで出ていただくこととなります。
(質問)	工事に伴う通行制限は、なるべく早く、チラシや新聞などで周知してもらいたい。
(回答)	周知できる方法を検討します。
<b>質問者② 飛散防止対策、鉄粉対策、通学路の安全対策、工事損害調査等について</b>	
(質問)	高架橋工事の工事中や完成後の目隠し、資材等の飛散防止対策はどのように考えているのか。
(回答)	高架橋工事中は仮設足場を設置しますので、通常はその足場に飛散防止等のネットが設置されると考えます。高架橋完成後は、通常の2m程度（レール高さから1.5m）の高欄ができます。
(質問)	騒音については、今も線路があるので同等であればやむを得ないと思うが、列車の走行時に鉄粉が舞い上がり、近隣住戸には錆が付着したり、車に鉄粉が刺さるようなことがある。高架橋には飛散を防ぐカバー等を設置していただきたい。工事損害補償では、建物のひび等だけでなく、駐車してある車なども調査して、補償してもらえるのか。
(回答)	工事損害補償は、工事によって損害が発生するものについて、工事前と工事後の調査で変状があった場合、工事に起因するものと認められるものについて補償を行います。高架橋完成後の鉄道運行に伴うものは、工事損害補償の対象にはなりません。鉄粉については、工事損害調査の対象になっておらず、また、現在も鉄道が運行されており、この事業によって鉄粉被害が発生したり増えたりするものでないと考えられるので、対応は難しいと考えています。 なお、騒音や振動については、今回の高架橋工事に合わせてレールのロングレール化を行うため、レール継ぎ目等で発生する騒音や振動は軽減されると考えており、事前に行った環境アセスメントでも、騒音や振動は現状を上回らないとの予測結果が得られています。
(質問)	工事中にいろんなものが飛散した場合にはどう対応するのか。
(回答)	まずは飛散をしないよう、基本的には工事を施工する範囲には仮囲いを行い、仮設足場等にはネットを設置するなど、可能な限り周辺の方々に迷惑がかからないよう工事を施工するJ R四国とともに適切に対応いたします。

(質問)	工事に伴う電気やNTTなどのライフラインと、小学校や中学校へ通う生徒の通学路の確保を十分考慮したうえで工事を進めてもらいたい。
(回答)	ライフライン確保のため、工事に支障する箇所については事前に移設して施工させていただきます。通学路については、城西中学校、雄郡小学校、新玉小学校など工事箇所周辺を通学する生徒がいることから、安全確保の重要性は十分認識しています。このことから、工事箇所出入口に交通整理員を配置するほか、通学路近くで工事車両が通行する場合は、工事車両の通行する時間帯を調整するなど、可能な限り通学路の安全を確保するようJR四国とともに適切に対応いたします。また、関係する小中学校へも、別途、通学路等の安全確保について説明させていただく予定です。
(質問)	工事損害調査の調査対象になると、来年2月頃に連絡があるとのことだが、その時に、何度傾けば補償の対象となるなどの判定基準を示してもらいたい。また、マンションでは、工事損害調査にかかる意思決定にあたり、理事会や総会に諮る必要があることを十分承知のうえ進めていただきたい。
(回答)	事前調査に先立ち、調査概要の説明に伺いますので、その際に判定の考え方なども説明させていただきます。
(質問)	今日の議事録はどうなるのか。
(回答)	質問や回答内容をとりまとめて、ひと月以内には回覧等でお知らせします。
<b>質問者③ 事業の施行体制について</b>	
(質問)	JRの高架事業をなぜ県がやるのか。
(回答)	今回のJR高架事業は、松山駅周辺の8箇所の踏切を無くすことにより、市街地の分断や交通渋滞を解消し、県都の陸の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指すものであり、県が事業主体となっています。ただし、鉄道関連施設については、施設所有者であるJR四国に委託するという施行体制をとっています。
(質問)	高架の土手を作るのが県で、そこに線路を引くのがJRか。
(回答)	高架工事の設計及び施工をJR四国へ委託し、事業全体のマネジメントを愛媛県が行っています。例えば、工事に必要な用地買収や各種調査は愛媛県が行っています。
(質問)	そのやり方はどこの自治体も同じか。
(回答)	連続立体交差事業は全国で行っていますが、ほぼ同じかたちで実施しています。
<b>質問者④ 工事損害調査、高欄の高さについて</b>	
(質問)	高架工事の施工、監督、工事損害調査は誰が行うのか。
(回答)	高架工事の工事発注、監督はJR四国が行い、工事損害調査は県が行います。
(質問)	工事施工と工事損害調査の主体が異なれば、工事内容の把握が困難で因果関係の説明が難しいような気がするがどうか。
(回答)	県の責任において、工事内容を十分把握した上で事前・事後の調査を行い、因果関係を判定します。
(質問)	高架化により線路位置が高くなり、鉄粉が飛散する範囲が広くなることが考えられる。また、マンションでは列車が近くなり、特にディーゼル列車の騒音が大きくなると思われるが、それらも踏まえて高欄が高さ2m程度なのか。今治の高架区間ではもっと大きな、上を少し囲むようなカバーが付いていたように思うが、高欄は変わらないのか。
(回答)	環境アセスメントでは、騒音や振動は現状よりも改善される予測結果が得られており、高欄は通常の2m程度(レール高さから1.5m)で計画しています。なお、高架への列車切り替え後、騒音や振動が現状よりも悪化する状況になれば、対応を検討する必要があると考えます。

(質問)	今治など他の高架と松山の高架がどう違い、どうして高欄の高さが違うのか説明してもらいたい。
(回答)	今後、高架橋工事の説明会も予定していますので、確認し説明させていただきます。
(質問)	工事損害調査の範囲について、建物の一部が掛かっていたら建物全体を調査するのか、それとも掛かっている部分だけを調査するのか。
(回答)	建物の状況や調査範囲の掛かり具合等により判断することとなりますが、まずは工事による振動等の影響線を引いて検討させていただきます。
<b>質問者⑤ 松山の鉄道高架が四国他県よりも遅れた理由について</b>	
(質問)	四国の他県と比べて、松山の鉄道高架が遅れているのはなぜか。
(回答)	平成2年に設置した松山鉄道高架検討協議会で、JR松山駅付近を高架化することが効果が高いと判断され、20年ほどかかって都市計画決定に至り事業に着手することができました。四国の中で一番最後となっていますが、最後だからこそきちっとしたものを作るという姿勢で、松山市が実施している土地区画整理事業等と一緒に、県都の顔としてふさわしいまちづくりを進めたいと考えています。
<b>質問者⑥ 工事損害調査について</b>	
(質問)	工事による沈下等で建物が傾いた場合、どの程度の傾きになれば補償対象となるのか。
(回答)	具体的な数値を示すことはできませんが、まず、変状の有無について調査をさせていただき、元の状況から変状があれば補償の対象になると考えています。
(質問)	マンションを建て直さないと修復ができないという状況になった場合には、建て直しにかかる補償が出るのか。
(回答)	そのような大きな被害が発生しないよう、工事を施工するJR四国にはお願いしています。
(質問)	全国でも工事による地盤沈下が起きており、横浜では数十メートルの範囲で補償が発生する事例も見られるので、何が起るかわからないという前提で工事を進めてもらいたい。
(回答)	分かりました。JR四国にもその旨お伝えいたします。
<b>質問者⑦ 工事損害調査について</b>	
(質問)	工事損害調査の範囲が、鋼矢板を打設する位置から概ね11～12mとのことであるが、どの建物が調査対象となっているか教えてもらいたい。
(回答)	調査範囲を検討中であり、まだ確定していません。調査範囲が確定すれば、関係の方々に個別に説明に伺うこととしています。
(質問)	マンションの場合は誰に連絡があるのか。
(回答)	まずは代表者の方に連絡し、調査の手順等を説明させていただきたいと考えています。
(質問)	調査範囲が確定するのはいつ頃か。
(回答)	来年2月頃には調査範囲を確定させたいと考えています。